

【原著論文】

# 児童養護施設における里親支援の実態

——児童養護施設里親支援担当職員の語りをとおして——

井上 寿美\*・笹倉千佳弘\*\*

キーワード：里親支援専門相談員 里親 里親委託の子ども

## 1. 目的

### (1) 目的・背景

本研究の目的は、A 県の児童養護施設における里親支援の実態を、施設の里親支援担当職員の語りをとおして明らかにすることである。

2017（平成 29）年 8 月、厚生労働省が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」より『新しい社会的養育ビジョン』が発表された。その要約編では里親の包括的支援に関して次のように述べられている。

里親とチームとなり、リクルート、研修、支援などを一貫して担うフォスタリング機関による質の高い里親養育体制の確立を最大のスピードで実現し、平成 32 年度はすべての都道府県で行う体制とし、里親支援を抜本的に強化する。これにより、里親への支援を充実させ、里親のなり手を確保するとともに里親養育の質を向上させる。（略）一時保護里親、専従里親などの新しい里親類型を平成 33 年度を目途に創設して、障害のある子どもなどケアニーズの高い子どもにも家庭養育が提供できる制度とする。併せて「里親」の名称変更も行う。（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017：3）

「里親のリクルート、登録から子どもの委託、措置解除に至るまでの一連の過程及び委託後の里親養育」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017：33）という包括的なフォスタリング業務を、里親とフォスタリング機関がチームを組んでおこなっていくことがめざされている。現在、リクルートから委託後支援までのフォスタリング業務は、「主として児童相談所

---

\*大阪大谷大学教育学部

\*\*就実短期大学幼児教育学科

が単体で、あるいは、民間の里親支援機関や里親支援専門相談員と連携して」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017: 33) おこなわれている。しかし今後は、それらの業務を、社会福祉法人や NPO 法人等の民間機関をフォスタリング機関として委託する方法も考えられている。

このように、里親制度のあり方そのものが大きく変革されようとしている背景には、新しい社会的養育ビジョンの骨格として、「代替養育は家庭の養育を原則」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017: 1) とすると明記されたことがある。これを受け、里親委託に関して次のような具体的な数値目標も掲げられている。

愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75% 以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50% 以上を実現する (平成 27 年度末の里親委託率 (全年齢) 17.5%)。(新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017: 4)

児童養護施設等における里親支援については、1999 (平成 11) 年度に家庭支援専門相談員 (ファミリーソーシャルワーカー) が配置され、施設等が里親委託推進のための業務を担うようになった。さらに、2012 (平成 24) 年度からは、里親支援専門相談員 (里親支援ソーシャルワーカー) が配置され、施設等が地域の里親やファミリーホームを支援する拠点としての役割を担うようになってきている。

しかし、施設養育から家庭養育へ大きく舵を切れば、家庭養育を担う里親への支援は、これまで以上に充実させなければならないであろう。その際、たとえば支援の担い手を、従来の施設にするのか、新たに NPO 等のフォスタリング機関にするのかというようなことに関して、地域性や歴史性をぬきにして議論してもよいのだろうか。いずれにせよ、家庭支援専門相談員配置から 18 年、里親支援専門相談員配置から 5 年が経過した今、ひとつの地域を事例として、児童養護施設による里親支援の実態を明らかにし、検討を加えることは、里親支援の新しいシステムを構築するにあたり貴重な知見をもたらしてくれるに違いない。

## (2) 先行研究

国立情報学研究所のデータベース CiNii を用いて論文検索をおこなった (2017 年 12 月 7 日)。フリーワードに「児童養護施設 里親養育支援」を入れて検索したところ、抽出された文献は摩尼・矢内 (2015) の 1 件であった。しかし、論題に「児童養護施設」という言葉は入っているが、その内容は著者らが勤務する乳児院における里親委託推進や里親養育支援のとりくみを中心であることから、先行研究の対象からは除いた。また、フリーワードに「児童養護

施設「里親支援」を入れて検索したところ、抽出された文献は土佐（2016）、伊藤（2016）、伊藤・高田・森戸（2014）、大石（2006）の4件であった。しかし、大石（2006）は自身が勤務する乳児院における里親支援に関する事例研究であるため、先行研究の対象から除いた。本研究では、土佐（2016）、伊藤（2016）、伊藤・高田・森戸（2014）の3件が先行研究の対象となった。

土佐（2016）と伊藤（2016）は、ともに、『児童養護』47（3）に掲載されており、前者が個別レポート、後者が総括論文という位置づけである。土佐（2016）では、札幌市にある児童養護施設羊ヶ丘養護園の里親支援専門相談員の活動として、「児童相談所との連携による里親支援」と「施設と里親会との連携」が、また、施設としてとりくむ里親支援として、「里親研修」、「ショートステイ事業」、「『フードバンク』のお裾分け」、「里子の家庭復帰に向けて面会場所を提供」という4つの活動が記されている。そして今後の課題として、里親支援専門相談員に対する里親のニーズと、里親支援専門相談員の守備範囲をお互いに確認していくことが挙げられている。本研究の趣旨につながる具体的な現状報告であると言える。

伊藤（2016）では、土佐（2016）も含む「特集『地域福祉と児童養護施設』-かけがえのないつながり-」に掲載された4編のレポートが、「『地域で育てる』から『地域と育てる』へ」、「里親と施設のパートナーシップ構築と里親支援専門相談員への期待」、「『里親支援』と『里子支援』」、「里親支援を担う機関間連携」、「『チーム里親養育』という視点」という5つの観点からまとめられている。そして最後に、施設養護から「里親養育や家庭的養護を主流とする『新たな社会的養育』への変革」に際して、「里親養育の質を支えることのできる『新たな地域社会の創造』という視点」（伊藤2016:27）の重要性が指摘されている。

伊藤・高田・森戸（2014）では、「乳児院・児童養護施設と里親が今後より良いパートナーシップを構築するために必要な改善策や解決すべき課題等について明らかにする」（伊藤・高田・森戸2014:27）ため、「直接里親と施設との関係調整等の役割を担うことのある直接支援職員」（伊藤・高田・森戸2014:28）に聞き取り調査が実施された。その結果、「施設と里親とが情報や意見を共有できる機会の定期的な提供」、「多様な子どもを受け入れることのできる里親の確保と育成」、「里親の専門性向上につながる研修プログラム」という3点の必要性が示唆されている。

伊藤・高田・森戸（2014）は、本研究の趣旨につながる調査研究である。しかし施設職員と里親との信頼関係という点において本研究とは異なっている。本研究では、「2.（1）調査対象地選定理由」でも述べるように、児童養護施設と里親との連携が比較的良好におこなわれている地域を取りあげている。他方、伊藤・高田・森戸（2014）では、たとえば、施設に対する里親の批判的な言動、それに対する施設職員による里親への不信感が語られており、施設と里親との連携が必ずしも良好とは言えない地域を対象としている。

以上から、そもそも児童養護施設における里親支援を取りあげた先行研究は少なく、施設による里親支援の実態を明らかにするという点で、本研究は土佐（2016）や伊藤・高田・森戸（2014）につながるものであり、かつ、施設と里親の関係が比較的良好な地域を対象としているという点において独自性があると言える。

## 2. 方法

H 地方 A 県内にあるすべての児童養護施設（6 か所）の里親支援担当職員を中心にインタビューを実施した。調査対象地選定理由、インタビューの概要は下記のとおりである。

### (1) 調査対象地選定理由

A 県を調査対象地に選定したのは、施設職員と里親の定期的な交流や懇談機会の少なさが指摘される中（伊藤・高田・森戸 2014 : 35）、A 県では、施設職員研修会への里親の参加、里親研修会への施設職員の参加、施設の里親支援専門相談員と里親が同席する会議の開催等、施設職員と里親の交流や連携が比較的良好におこなわれていると考えられるからである。

具体的には、2016（平成 28）年度の A 県児童養護施設協議会による全体研修会で、施設職員から 6 人、里親から 1 人が養護実践発表をおこなっている。また、2017（平成 29）年度に A 県で開催された H 地区里親研修会では、A 県の里親支援専門相談員が分科会の記録や里親委託の子どもの保育を担当している。2017 年度からは、児童相談所でおこなわれている児相の里親担当職員と施設の里親支援専門相談員による毎月の定例会議に、テーマによっては里親会会長が参加するようになっている。

加えて A 県では、1982（昭和 57）年頃に、施設からの「盆や正月に家に帰れない子どものために」という提案を受けて始まった「三日里親」が、やがて県の「一時里親事業」（児童養護施設に入所している児童を、里親に一定期間あずけて家庭生活を体験させることにより、児童の情緒の安定を図る事業）としてとりくまれるようになっており、以前から施設養育が里親と連携しながらおこなわれてきた。また A 県の里親会前会長によれば、里親から相談を受けた時、相談内容によっては、自分が答えるのではなく、「X 施設の Y さんに相談してはどうか」というように、具体的な施設名と職員名を挙げて、里親と施設職員をつなぐように関わってきたということも語られている（2015 年 8 月 24 日、当時の A 県里親会会長へのインタビュー）。ここからは、社会的養護を施設職員と里親が協働して担っていく意識が双方の側にあることがうかがえる。

その他、A 県では、震災によって親族里親が誕生した沿岸部で、施設による親族里親への支援が積極的におこなわれている。また震災後、内陸部の里親会が沿岸部の里親会の支援を始

めている。親族里親への支援や里親会同士の支援等、多様な里親支援を考えるためにも A 県を事例としてとりあげることとした。

## (2) インタビュー調査の概要

表 1 インタビュー調査の概要

施設名	調査協力者	インタビュー形態	調査日	調査場所	調査時間
B	里親支援専門相談員・里親支援担当職員	グループ	2017年8月21日	B 施設	1時間50分
C	里親支援専門相談員	個人	2017年8月22日	C 施設	1時間39分
D	家庭支援専門相談員2名・施設長	グループ	2017年8月22日	D 施設	44分
E	里親支援専門相談員・施設長	グループ	2017年8月23日	E 施設	1時間8分
F	里親支援専門相談員・施設長	グループ	2017年8月23日	F 施設	1時間7分
G	家庭支援専門相談員・施設長	グループ	2017年8月24日	G 施設	52分

インタビュー調査は、2017年8月21日～24日の4日間に、A 県内6か所の児童養護施設を調査者2名が訪問して実施した。事前に施設長宛てに調査項目を記した依頼文書を送り、それらの項目に沿って半構造化インタビューをおこなった。インタビュー時間は1時間～2時間程度である。インタビューは IC レコーダーに録音し、後に逐後録を作成した。D 施設と G 施設のインタビューが1時間に満たないのは、施設見学をおこなったため、見学中のやりとりは IC レコーダーに録音されていないからである。各施設における調査協力者、インタビュー形態、調査日、調査場所、インタビュー時間等のインタビュー調査の概要については表1を参照されたい。

調査協力者の職種が施設により異なっているのは、A 県内で里親支援専門相談員が配置されているのは4施設であり、未配置の2施設については、家庭支援専門相談員にインタビューをおこなったことによる。また、調査協力依頼状を施設長宛てに送っていたことから、4施設では施設長もインタビューに同席している。なお、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長(2016)によれば、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員の役割は下記のとおりとなっている。

### 1) 家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）

「虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携のもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行い、入所児童の早期の退所を促進し、親子関係の再構築等が図られることを目的」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長2016:2)として、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設(現、児童心理治療施設)、児童自立支援施設に配置されている。

その業務内容は、①対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務、②退

所後の児童に対する継続的な相談援助、③里親委託の推進のための業務、④養子縁組の推進のための業務、⑤地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助、⑥要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画、⑦施設職員への指導・助言及びケース会議への出席、⑧児童相談所等関係機関との連絡・調整、⑨その他業務の遂行に必要な業務、である。

## 2) 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）

「児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a) 所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b) 退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c) 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的」(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 2016:3) として配置されている。

その業務内容は、①里親の新規開拓、②里親候補者の週末里親等の調整、③里親への研修、④里親委託の推進、⑤里親家庭への訪問及び電話相談、⑥レスパイト・ケアの調整、⑦里親サロンの運営、⑧里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、⑨アフターケアとしての相談、である。

## (3) 分析方法

各施設における里親支援の実態については、施設名（アルファベット表記）を横軸、厚生労働省によって示されている里親支援専門相談員の業務内容（①里親の新規開拓、②里親候補者の週末里親等の調整、③里親への研修、④里親委託の推進、⑤里親家庭への訪問及び電話相談、⑥レスパイト・ケアの調整、⑦里親サロンの運営、⑧里親会の活動への参加勧奨及び活動支援、⑨アフターケアとしての相談）を縦軸とするマトリクス表を作成した。

里親支援の課題については、インタビュー資料の中から課題について言及されたセグメントを切り出し、それぞれのセグメントを解釈してコードを付し、カテゴリー化をおこなった。

## (4) 倫理的配慮

大阪大谷大学文学部・教育学部・人間社会学部研究倫理委員会の承認を得、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守した。

インタビュー調査に先立ち、調査協力者に、①調査目的、②調査方法、③調査不同意の際に不利益を受けない権利、④データの管理法、⑤協力者が中止・保留を申し出る権利、⑥入手したデータの公表について依頼文書で明確にし、協力同意を得た。調査開始時に、再度、口頭で

①～⑥について説明し、「研究協力同意文書」2通に署名を得、そのうちの1通を調査協力者、他の1通は調査者が受け取り保管することとした。

研究結果の公表にあたっては、調査協力者が特定されないように固有名詞をランダムにアルファベット表記とした。なお、聞き取り資料引用に際して、語り手の所属施設名をアルファベット表記していないのは、調査協力者の間でも語り手が特定されるのを避けるためであることを追記しておく。

### 3. 結果

A 県の 2016（平成 28）年度末の里親登録数は 238 組、委託里親数は 70 組、措置児童数は 87 人、里親委託率は 23.5% である。県内 6 か所の児童養護施設のうち、里親支援専門相談員を配置している施設は 4 か所、未配置の施設が 2 か所である。

#### (1) 児童養護施設里親支援担当職員の語りに見る里親支援の実態

まず、A 県内 6 か所の児童養護施設における里親支援のとりくみを、厚生労働省から示されている里親支援専門相談員の業務内容ごとに見ていく（表 2 参照）。次に、とりくみ内容をふまえて、A 県の児童養護施設における里親支援の特徴について述べる。

#### 1) 里親支援のとりくみ

##### ①里親の新規開拓一必要が高い地域では積極的におこなわれている

里親の新規開拓のとりくみは地域により温度差がある。手づくりポスター作成・配布、チラシの新聞折込等、新規開拓を積極的におこなっている施設は、次の語りからもうかがえるように、施設近隣に里親が少ないため、施設の子どもを里親委託するにあたり困難を抱えている地域に位置している。

- ・家庭ではどうかな、というような子どもはいるので、その辺のところ（＝発達障害や愛着障害で育ちにくい部分）を少し（施設が）見てあげられれば。それでもこのぐらいのラインであればお願いしながら、その里親さんを支援しながらというようなところもあるんですけども、われわれにしてみると、里親支援をしながらということになると、やっぱり地元の、この辺の里親さんであればやりやすいんですけども、このとおり、いないので。

児童養護施設における里親支援の実態

表2 児童養護施設の里親支援のとりくみ

	B	C	D	E	F	G
児童養護施設 里親支援専門 相談員配置	有 (2012年度～)	有 (2016年度～)	無	有 (2016年度～)	有 (2017年度～)	無 (2018年度配置予定)
①里親の新規 開拓	●手づくりポスター作成、里親 月間に里親・里親会・施設で手 分けして医療機関・公共機関・ 教育機関に配布。●里親制度 を、まず教師・保育士・公的機 関の人たちに周知、そこから広 めていく目的で、職員会議の前 などに時間をもらい話をしに学 校等訪問。●ユニセフ協会から 被災地支援としての協力を得て 里親制度を周知するためのチャ リ作成、新聞折込。	●施設や地域のお祭りでは里親のパン フレット配布。	※実施していない。	●様々な機会をつうじて里親とい う制度周知。	●県だけに任せておくのでは はなく、里親支援専門相談 員で里親新規開拓のキヤッ プフレーズを考案発注する 必要があるのではないかと 話し合っている。	●福祉の道をめざす学生(美 習生)にDVD等を見せて里 親の説明をする。●里親に関 する電話の問い合わせは見相 につなく。
②里親候補者 の週末里親等 の調整	※実施していない。	※実施していない。	※実施していない。	※実施していない。	※実施していない。	※実施していない。
③里親の研修	※実施していない。	●認定前研修で講義の1コマ担当。 ●登録前研修の実習受け入れ。	※実施していない。	●基礎研修、認定前研修の実習受 け入れ(施設説明、施設見学、幼 児室での触れ合い等)。	●里親実習受け入れ。	●認定前研修・実習の受け入 れ。
④里親委託の 推進	※実施していない。	●ファミリーホーム開設希望の里親 に里子の養育経験を精んでもらえる よう一時里親・週末里親で子どもを 委託。●未委託の里親に一時里親・ 週末里親として子どもを委託。●週 末里親は一時里親経験者を中心に子 どもを委託。	●一時里親委託の際、毎 回、同じ里親に委託できる よう、里親と話をしながら 進めている。	●未委託里親に一時里親・週末里 親として委託し、里親養育経験とそ の重要性理解となる。	※該当する子どもがいない ので実施していない。	●一時里親で委託しながら、 子どもと里親のマッチングを 考える。●1年間で通算する と100日ぐくらしい里親宅に行く 里親)
⑤里親家庭へ の訪問及び電 話相談	●養護所派遣の施設職員から、 親族里親としての里親登録者の 困難が広がる(自らも被災し喪 失体験のある高齢者が突然子育 てを始める等)。里親からの依 頼(里親支援指定機関)もあり、 12組の里親宅訪問から支 援開始。●毎月、1軒につき2 時間程度の家庭訪問を繰り返 し、1年経った頃、いつものよ うに2時間話をして帰ろうと思 ったとき初めて相談有。●委託 里親・未委託里親の家庭訪問。	●里親から相談を受けた里 親会の人や、悩んでいる里 親に、児童養護施設を相談 先として紹介するような関 係。●里親が「弱みを出せ る」ところとして機能して いる。	●里親から相談を受けた里 親会の人や、悩んでいる里 親に、児童養護施設を相談 先として紹介するような関 係。●里親が「弱みを出せ る」ところとして機能して いる。	●電話による相談有。●里親の里 親担当職員(委託里親は担当ワー カー、未委託里親は里親推進員) と担当エリア内の里親宅同行訪 問。●里親から里子に会いに来て ほしいという希望有、家庭訪問は 子どもに会うことが中心。●里親 と出会う機会に、「何気ないきつ かけで、さりげなく話をする」こ とをとおして、里親の困りごとを 受けとめたり、気づいたりできる ような心がけ。●里親大会や総会 等の立ち語の方が相談話が出やす い。	●電話相談はない。●里親 の担当者と訪問(未委託・ 委託)	●里親の里親支援担当職員と 一緒に訪問する。●1か月で 4、5回訪問。



児童養護施設における里親支援の実態

	B	C	D	E	F	G
児童養護施設	●被災地支援ということでユニセフと日本財団の助成を受け親族里親のレスパイトとしてキャンプを実施。 ※実施していない。●里親会開催の里親サロンに見相・県社協の里親担当職員と共に参加。	●2016年度1件、2017年度1件受け入れ予定。 ※実施していない。●小学生以上の里親を持つ里親サロンを複数施設によりもちまわり開催で検討中。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親研修会参加。●里親会総会参加。●里親会主催の交流会(調理体験・スポーツ体験等)を施設開催、在園児・里親・里子との交流。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親会総会参加。
⑥レスパイト・ケアの調整	●被災地支援ということでユニセフと日本財団の助成を受け親族里親のレスパイトとしてキャンプを実施。 ※実施していない。●里親会開催の里親サロンに見相・県社協の里親担当職員と共に参加。	●2016年度1件、2017年度1件受け入れ予定。 ※実施していない。●小学生以上の里親を持つ里親サロンを複数施設によりもちまわり開催で検討中。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親研修会参加。●里親会総会参加。●里親会主催の交流会(調理体験・スポーツ体験等)を施設開催、在園児・里親・里子との交流。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親会総会参加。
⑦里親サロンの運営	●被災地支援ということでユニセフと日本財団の助成を受け親族里親のレスパイトとしてキャンプを実施。 ※実施していない。●里親会開催の里親サロンに見相・県社協の里親担当職員と共に参加。	●2016年度1件、2017年度1件受け入れ予定。 ※実施していない。●小学生以上の里親を持つ里親サロンを複数施設によりもちまわり開催で検討中。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親研修会参加。●里親会総会参加。●里親会主催の交流会(調理体験・スポーツ体験等)を施設開催、在園児・里親・里子との交流。	※実施していない。 ※実施していない。●乳児期以降の相談対応等のため里親が乳児院で開催している里親サロンに参加。	※実施していない。 ※実施していない。●里親会総会参加。
⑧里親会の活動への参加動向及び活動支援	●里親研修会参加。●里親会総会参加。●里親会の人へ特技を生かした「講師先生」になってもらいう等、施設行事に協力して活動をおこなう。●毎月、里親会・児童相談所里親担当職員・里親支援専門相談員が集まり里親会の活動について検討・活動の振り返り。●「里親だより」を発行。	●5、6年前から施設独自の里親交流会開催(県里親会・東社協に参加呼びかけ、20~30人が集まるイベント、意見交換等の交流、施設見学・地域を回る・職員講師によるペアルントレーニング等)。2017年度は開催予定なし。●施設主催の地域との交流行事に里親・里子の参加有。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。
⑨アフターケアとしての相談	●施設から里親へ措置変更されたケースがない。	●施設から里親へ措置変更されたケースについて実施。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。
⑩その他	●里子のレスパイトや「自分が住む地域に自分と同じような環境を持っている子どもがここにいる」と認識できるような里子が参加するフォスターレストランを企画し呼びかけたが、あまり集まらず実施不可。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●5、6年前から施設独自の里親交流会開催(県里親会・東社協に参加呼びかけ、20~30人が集まるイベント、意見交換等の交流、施設見学・地域を回る・職員講師によるペアルントレーニング等)。2017年度は開催予定なし。●施設主催の地域との交流行事に里親・里子の参加有。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。	●里親の家庭状況、子ども(施設)の成長に合わせ「里親卒業」の調整有。●年2回、里親委託等推進委員会参加(県里親会・児相里親担当職員・里親支援専門相談員)。

一方、上記のような新規開拓に積極的にとりくんでいない施設からは、そもそも新規開拓の差し迫った必要性がうかがわれなかった。施設に在籍している子どもの中で、里親委託が可能な子どもは限られており、現状のままでも必要な里親数が確保されている地域である。

以上から、A 県の児童養護施設による里親の新規開拓は、需要と供給のバランスによって地域差が生じており、開拓の必要性が高い地域では積極的におこなわれていることがわかった。

## ②里親候補者の週末里親等の調整—里親候補者には委託をおこなわない

里親候補者<sup>1)</sup>の週末里親等の調整は、どの施設においても実施されていない。週末里親は施設による独自の調整が可能であり、次の語りからもうかがえるように、週末里親の調整に際して、養育の継続性が大切にされている。そのため里親候補者では、必ずしも養育の継続性が担保されるとは限らないと判断されているのであろう。

- ・週末里親というのは、私たちと里親さんとの直でのやりとりなので、ただ、私たちも1回、一時里親を経て、つながりを持った方に声を掛けているスタンスを取っているのので、いきなりあそこにこういう里親さんがいるから、ちょっと開拓してみようみたいな冒険心ではやらないのですが、ちょっと不安なので。なので、週末里親は直でのやりとりですが、一時里親を経ている里親を中心にやっていましたね。
- ・私たち施設側としては、一時里親でうまくいけば週末里親に結びつけて長い間、関係を築きたいと思って対応している。
- ・やっぱり週末里親とかにつなげるには、一時里親でいい感触だったとなれば、もしかしてその週末（里親につなげられないか）、当然、登録していただいでできないかなということで、（登録をお願いして）つなげますけれども。

また次の語りからは、里親支援専門相談員を配置するまでは施設近隣の里親情報が入手できず、里親登録者の存在を把握できなかったことがうかがえる。個人情報保護の観点から、施設が里親登録者を把握することすら難しい状況の下、里親候補者を把握することはさらに困難であるに違いない。

- ・実際、（里親さんが）どこに何人というのを、どんな人がやっているかというのは全く情報がなかったの。〈略〉でも専門（＝里親支援専門相談員）を置かないうちは、名簿はもらえなかったの、実態がわからないんです。〈略〉やっぱり個人情報が邪魔して、多分、出せなかったんだと思うんですけれども。

以上から、A 県の児童養護施設では、里親候補者の週末里親等の調整は、できていないというよりも、むしろおこなっていないことがわかった。

### ③里親の研修—施設と協力しておこなわれている

里親の基礎研修や登録前研修等は都道府県によって実施されるが、法人や NPO 等への委託も認められている。A 県の場合、里親の研修は委託ではなく、次の語りからもうかがえるように、基礎研修や認定前研修における養育実習が、県から施設に依頼されている。

- ・ 毎回（県から）、打診があるんです。「基礎研修するんだけど、実習の部分を受けてもらえますか」みたいな、その手の打診があるので。

以上から、A 県の里親研修は、施設と協力しておこなわれていることがわかった。

### ④里親委託の推進—子どもにとっての適時性と継続性を考慮して進められている

施設が週末里親を、県事業である一時里親を経験した未委託里親に調整する等、里親委託の可能な子どもがおり、かつ近隣に委託できる里親がいる施設では、里親委託が進められている。一時里親や週末里親の委託は、里親の養育経験となり、里親支援につながると理解されている。一方、次の語りからもうかがえるように、里親に養育経験の機会を提供することがあまりにも重視され過ぎることには違和感を抱いている。

- ・ 私たち施設側としては、一時里親でうまくいけば週末里親に結びつけて長い間、関係を築きたいと思って対応しているので、うちの施設はどちらかというと同じ人（＝里親）に（委託）希望を出します。ところが、やっぱり児童相談所の場合は里親を増やしたいので、〈略〉いろいろな方に（委託しようとしているように思います）。

里親開拓が喫緊の課題とされる中で、里親経験に力点が置かれ過ぎると、子どもへの配慮が置き去りにされる可能性がある。しかし A 県の児童養護施設では、次の語りからもうかがえるように、子どもを中心に里親委託の推進が図られている。

- ・ (児相から一時里親委託児の打診があると)、本人の希望も、里親に行きたいか、行きたくないかも聞いて、それで行きたいということで募っていく。
- ・ 一時里親に行くと決めたいけれども、やっぱり行かないでキャンセルした子もいましたが、子どもの気もちには合わせます。

以上から、A 県の児童養護施設では、里親委託が可能な状況であれば、子どもにとっての適時性と継続性を考慮して里親委託が推進されていることがわかった。

⑤里親家庭への訪問及び電話相談－訪問回数は同行訪問より単独訪問の方が多い

里親支援専門相談員の里親家庭への訪問は、原則、児童相談所の里親担当職員に同行する形で実施されている。委託里親を訪問する場合は児相の担当ワーカー、未委託里親を訪問する場合は児相の里親推進員に同行している。面積の広い A 県では、1 施設が広大なエリアを担当せざるを得ず、同行訪問をおこなっている施設では訪問回数は多くない。

一方、被災地支援として里親家庭への訪問を始めた施設では、単独で里親家庭の訪問をおこなっている。単独訪問の場合は訪問回数が多い。被災地支援の状況をふまえると、次の語りからもうかがえるように、里親からの相談を受けるに至るまでには、かなりの時間を要することがわかった。

・1年そういうふうには（＝毎月、世間話を2時間して帰る訪問）過ごしてきました。ちょうど1年ぐらいたったあたりから、いつものようにお話しして、いつものように帰ろうと思ったところで「ちょっといいですか」ということで（話が始まりました）、〈略〉その里親さんにしてみると、1年間の時間というのは必要な時間だったんだろうなと思いますし、1年間通って話をしている間に、この人は話を聞いてくれそうな人だとか、しゃべってもいい人だというようなところを感じることができたのかなと。

現状では里親家庭からの電話による相談は多くない。また相談は、同行訪問よりも別の機会に出会った際に受けることの方が多し。相談内容によっては、その相談を里親会から施設へ、あるいはまた乳児院から施設へとつなぐこともおこなわれている。

以上から、A 県の児童養護施設による里親家庭への訪問については、児童相談所の里親支援担当職員への同行訪問の場合は回数が多くなく、施設の里親支援担当職員の単独訪問の場合は回数が多いことがわかった。また里親からの相談については、電話よりも直接出会った際に受けることが多いとわかった。

⑥レスパイト・ケアの調整－積極的に実施されていない

A 県の児童養護施設では、里親のレスパイト・ケアの調整を実施している所は1施設で1年間に1件であった。ただ、被災地支援としてユニセフと日本財団の助成を得て、親族里親のレスパイト・ケアとしてのキャンプをおこなった施設があった。

⑦里親サロンの運営—主催せず既設のものに参加する

児童養護施設主催による里親サロンはおこなわれていない。しかし、里親が乳児院で開催する里親サロンには参加している。現在、里親から、児童養護施設でもサロンを開催してほしいという要望が出ているため、次の語りからもうかがえるように、従来の里親サロンと同じにならないように、児童養護施設で開催するサロンの独自性を考えながら検討されている。

- ・既にあるサロンがすごいので、じゃあ、新たにつくるとしてどういうふうにやっていったらいいかな、というのを考えている段階です。(既にあるサロンは)講師を呼んだりとかというような、内容としてすごく充実していて、もう何年もやっているしっかりしたものなので。

以上から、A 県には、里親による充実したサロン運営がおこなわれている地域があり、そのような地域では、児童養護施設が里親サロンを主催するというよりも、すでにある里親サロンに施設の里親支援担当職員が参加するという形態をとっていることがわかった。

⑧里親会活動への参加勧奨及び活動支援—地域性をふまえ工夫をこらして進められている

里親会活動への参加勧奨や活動支援については、児童養護施設の里親支援担当職員による里親研修会や里親会総会への参加をあげることができる。既述のような、H 地区里親研修会における里親支援専門相談員による記録担当や保育担当等は直接的な活動支援である。しかしそれに留まらず、里親会活動に参加する児童養護施設の里親支援担当職員の姿は、結果として、里親会への参加勧奨や活動支援となっている。里親会活動へ参加することにより施設との連携が生まれ、里親養育が施設と協働しておこなわれていることに自覚的になれるからである。

しかし 2017 年度の里親研修会における里親支援専門相談員の参加は、里親会からの依頼を受け、研修会当日のみの関わりであった。児童相談所による里親支援に関する定例会では、この研修会の振り返りをおこない、次の語りからもうかがえるように、6 年後には事前の会議から参加し、関わりを深めたいという意向が示されている。

- ・事前の会議に呼ばれていれば〈略〉、(保育も)発達障害を持つてる子もいらっしまったみたいで〈略〉その情報交換も。〈略〉6 年後にまた回ってくるだろうから、そのときには私たち (= 里親支援専門相談員) もバックアップしながらという話を (しました)。

里親登録数が少ないところでの里親会活動への参加勧奨として、次の語りにみられるような特徴的なとりくみがある。それは、里親が参加したくなるような「しかけ」であり、施設にと

っても、ボランティア（＝里親）と子どもの関わりにつながっている。「里親会に参加して活動する」というよりも、「活動したらそれが里親会への参加であった」というような参加勧奨がおこなわれている。震災により突然、親族をひきとって育てるようになり、児童相談所の勧めで里親登録をただけで、里親であるという意識がそれほど強くない人が多い地域<sup>2)</sup>ならではの工夫がみられる。

- ・地区の里親さんの中にブリザードフラワーを教えてくれる方がいたり、あとは栄養士の資格を持っている方がいたり、あとは踊りの先生がいらっしやったり、いろんな学園の行事に結びつけて、講師先生をしていただくという格好でボランティア活動をすることができました。〈略〉里親会さんのメンバーが、数人でもいいですけれども、集まって話し合いを持ってというようなところまでは、なかなかまだ育っていないという印象をうけますけれども。〈略〉得意なものでやるというのであれば比較的持っていきやすいんじゃないかなと思います。

以上から、A 県では地域によって里親会の活動状況が異なっているため、それへの参加勧奨及び活動支援は、それぞれの施設が位置しているところの地域性をふまえ工夫をこらして進められていることがわかった。

#### ⑨アフターケアとしての相談－施設を経由せず里親委託になった子どもの担当者になる

里親へ措置変更された子どものいる児童養護施設では、担当エリアであるかどうかを問わずアフターケアがおこなわれている。その際、次の語りからもうかがえるように、里親支援専門相談員よりも施設の家庭支援担当者が中心になったり、子どもが施設で生活していた時の担当職員が子どものケアを中心に担い、里親支援専門相談員は里親のケアを中心に担うというような役割分担がなされたりしていることがわかった。

- ・（施設から里親委託になった子どもの場合）、里親支援という形だけでなく、施設の家庭支援のアフターフォローもありますし。〈略〉施設の担当職員とのやりとりというのも場合によってはあると思うので。
- ・（子どもは）担当（＝施設の担当職員）とのつながりも強いし、〈略〉私はどちらかというのと下がっている方で、担当が中心にやりとりをしてもらっていて、私はどちらかというときと里親さんの方に行って。

また、施設を経由せずに里親委託になった子どもの場合、児童相談所からの依頼に基づき、

その里親のエリアを担当する里親支援専門相談員がアフターケアをおこなっている。その際、次の語りからもうかがえるように、里親支援専門相談員は、里親委託の子どもの担当者であるという意識をもって関わり、子どもの様子をとおして里親養育の様子を把握していることがわかった。

- ・施設を経由しないで里親委託になった子どもさんに関しては、一応、私が担当ということで。〈略〉正直なところ、委託中の里親さんに、子どもを委託している里親の家庭訪問に関しては、子どもに会いにいきますので、里親さんの方に聞く場はないです。で、子どもに、「最近はどうですか」とか、「学校は頑張ってますか」とか、進路を控えている子は「どういう所に行きたいですか」というやりとりになりますし、あとは「施設の職員だけれども、あなたの担当ですよ」と。〈略〉でもそういうやりとりをしているうちに、本当はこうなんだろうとかいうところは感じますので、また別の機会に里親さんに会ったときに、「どうですか」とそこでやっとならう。

以上から、A 県では、児童養護施設から里親委託された子どもの場合、アフターケアは施設の担当職員と協働しておこなわれており、施設を経由せず里親委託された子どもの場合、里親支援専門相談員は、児童相談所の里親担当職員と共にアフターケアを担当することから、子どもの担当者であるという意識を抱いていることがわかった。

## 2) 里親支援の特徴

### ① 児童養護施設と児童相談所との緊密な連携

A 県内には3つの児童相談所があり、児相の里親担当職員と施設の里親支援専門相談員が緊密に連携をとりながら里親支援がおこなわれている。たとえば、児相の管轄により若干の違いは認められるが、里親支援専門相談員が児相の里親担当職員に同行する形で里親の家庭訪問がおこなわれている。また、児相で開催される月1回の定例会議では児相の里親担当職員と里親支援専門相談員とで情報共有がおこなわれている。

インタビューでは、児相の里親担当職員に同行する訪問についてメリットが2点語られている。1点は、児相の里親担当職員に同行する家庭訪問は、里親と面識のない里親支援専門相談員を児相の里親担当職員が里親につなぐ役割を果たしている。2点は、家庭訪問の際、里親とは児相の里親担当職員が話をするので、その時間に里親支援専門相談員は里親委託の子どもと話をすることができる。

里親支援のとりくみでも述べたように、児相の里親支援担当職員への同行訪問の場合は訪問回数が多くなく、施設の里親支援担当職員の単独訪問の場合は訪問回数が多いことがわかって

いる。以上から、A 県の里親支援では、訪問回数という量ではなく質の点において、児童養護施設と児童相談所との緊密な連携という特徴が認められる。

### ②児童養護施設と乳児院との役割分担を意識した連携

A 県内には2つの乳児院があり、乳児院との役割分担を意識して連携をとりながら里親支援がおこなわれている。たとえば、乳児院で開催される里親サロンに参加する、乳児院から里親の相談がつながってくる等である。

インタビューでは、乳児院との連携についてメリットが2点語られた。1点は、小学生以上の子どもの相談の場合、乳児院の職員では相談内容を実際に経験していない場合があるが、児童養護施設の職員であれば豊富な経験に基づいて相談に対応できる。2点は、里親が思春期の子どものことで悩んでいる場合、普段、乳児と接している乳児院の職員にはなかなか相談し難くても、同年齢の子どものと接している児童養護施設の職員には相談しやすい。

里親支援のとりくみでも述べたように、里親による施設での里親サロン開催という要望を受け、児童養護施設で開催するサロンの独自性が考えられており、現在、学齢期の里親委託の子どもをもつ里親が中心に集まるサロン開催等が検討されている。以上から、A 県の里親支援では、それぞれの施設の特徴を活かすという点において、児童養護施設と乳児院との役割分担を意識した連携という特徴が認められる。

### ③児童養護施設と里親が社会的養護を担うパートナーとしての関係

A 県の児童養護施設では、施設の子どもの養育を充実させるためには里親の力を借りる必要があるとの考えの下で里親とのつながりがつくられてきた。そのため A 県の里親支援は、施設と里親が「支援－被支援」の関係ではなく、里親を社会的養護を共に担うパートナーとして位置づけている。たとえば、「三日里親」の提案や活用、施設主催の里親との懇談会や交流行事、児童相談所で月1回開催される定例会への里親会会長の参加等のとりくみがある。厚生労働省が示した里親支援専門相談員の業務内容にあてはまらないため、表2では「⑩その他」の項目に記載した施設独自のとりくみの多くがこれに該当する。

インタビューでは、これらのとりくみの意図が次のように語られた。盆や正月に家に帰れない子どものため、家庭経験の乏しい子どもが施設では難しい家庭経験をするために三日里親が提案された。一時里親を里親経験の機会ととらえ、色々な里親に子どもを委託しようとする児童相談所に対し、委託先を変えないでほしいと申し出るのは、養育里親への委託が難しい子どもにとって、一時里親が施設退園後の相談先やサポート先になるからである。委託里親になると研修会に出るのが難しくなるため、施設が開催する里親交流会は施設職員が学べることと同等のことを里親が学べる機会ととらえている。懇談会は里親の話聞くだけでなく、里親に子



どもを委託できない現状について説明する等、施設側の思いも伝える機会である。児相で開催される定例会への里親会会長の参加は、里親専門相談員だけでなく里親の知見ももろうためである。

このような施設と里親との協働性が表れた語りを紹介する。

- ・そこ（＝施設と里親）の壁ができないように、お互いに同じことで持ちつ持たれつでやっていけるようなシステム〈略〉（の中で）施設の子を受け入れてもらうような形が大事。
- ・私たちも（ベテランの里親さんに里親委託をどう）進めていくかというご相談なんかもしたりして、参考にさせてもらったりというので話はしたりしています。
- ・里親会が児童養護施設なり乳児院さんなりに歩み寄っているし、私たちも里親さんたちに歩み寄って行って、同じ仕事ですよ。ただ名前が違うだけで。子どもを育てるという意味では同じですよ。
- ・（里親サロンに行くと）こっちが「勉強させてください」ぐらいの感じでお話を聞いたりしているので。〈略〉「施設でしょ。こちらは里親だから」という雰囲気は全然私は感じなく。
- ・ちゃんと頑張っていらっしゃる方たちから、「何か相談ないですか、相談してください」というのもおこがましいかなというのはあるんです。
- ・「パートナー」というキーワードは、私が実習生や新任職員研修で里親制度についての講義でも使用しているキーワードでした（「施設としての里親支援とは“社会的養護のパートナー”」と記された資料と共に）。
- ・やっぱり一緒に聞いて、共有して、一緒に考えて、悩んで。
- ・里親会、施設、児相の3者で共に同じラインに立って活動の目的を定め協力して実施。
- ・うちの施設は里親さんと連携というか、信頼しながら本当にやっていかないと駄目だなというのがありますから。

以上から、A 県の里親支援には、①児童養護施設と児童相談所との緊密な連携、②児童養護施設と乳児院との役割分担を意識した連携、③児童養護施設と里親が社会的養護を担うパートナーとしての関係、という3つの特徴があることがわかった。

## (2) 児童養護施設里親支援担当職員の語りに見る里親支援の課題

A 県内6か所の児童養護施設における里親支援担当職員の語りから、担当者が感じている里親支援の課題について見ていく。表3は、担当職員によって語られた課題にコードを付して

カテゴリー化をおこなったものである。また表4は、それぞれのコードの出現頻度を表したものである。

里親支援の課題で出現頻度が高かったのは、「①公共性の高い機関で働く人の里親認知度が低い」、「②里親開拓に関して市町村の意識が低い」であった。①に関しては、里親開拓のためのポスター掲示を医療機関に願い出たところ、1つの医療機関だけであるが、受け取ってもらえなかったという。その他、社会福祉協議会の職員や学校の教職員であっても里親に関する理解があまりなされていない事例があげられている。また②に関しては、里親開拓のためのチラシを作成し全戸配布のために市町村の広報誌に入れることを願い出たが却下されるということが起こっている。

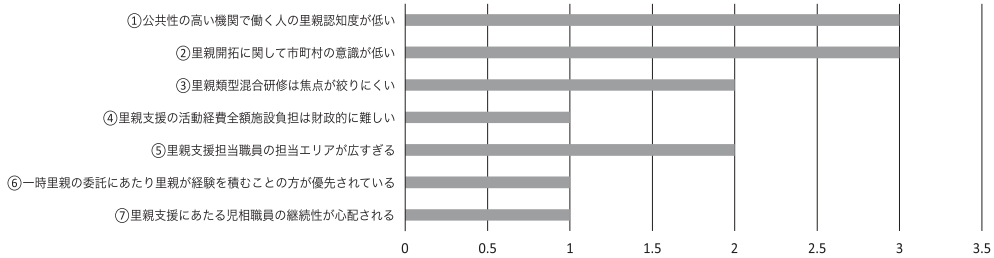
次に出現頻度が高かったのは、「③里親類型混合研修では焦点が絞りにくい」、「⑤里親支援担当職員の担当エリアが広すぎる」であった。③に関しては、里親の類型によって研修受講者のモチベーションが多様であり、類型の異なる里親の研修を同時におこなう難しさがある。⑤は、広大な面積を有するA県ならではの課題と言えるであろうが、担当エリアが広すぎて、エリア内すべての里親開拓や里親訪問に難しさがある。今後、里親が増加すれば、6か所の児童養護施設のすべてに里親支援専門相談員が配置されても、行き届いた支援が難しいのではないかとということである。

その他は1件ずつで出現頻度は高くないが、「④里親支援の活動経費全額施設負担は財政的に厳しい」、「⑥一時里親の委託にあたり里親の経験蓄積の方が優先されている」、「⑦里親支援にあたる児相職員の継続性が心配される」という課題があがっていた。④は、施設側に里親支援専門相談員の人件費負担はなくても、相談員が活動するための経費、例えば、A県の場合、公共交通機関を利用した里親訪問は難しく、里親訪問の為には車両の確保やそれに伴う燃料代等が必要となるが、現状ではそれらは施設が負担せざるを得ないため財政的に厳しいということである。⑥は、一時里親で子どもの委託先が決まる際、同じ子どもが異なる里親に委託されることがあり、子どもの養育よりも登録里親が養育経験を積めることの方が優先されていると感じるということである。⑦は、現在、A県の児童相談所の里親委託推進員は1名で、現状では、その職員による、詳細情報を熟知した適切な支援がおこなわれているだけに、仕事の引き継ぎがどのようにされていくのか心配であるということであった。

表3 里親支援担当職員の語りにおける里親支援の課題

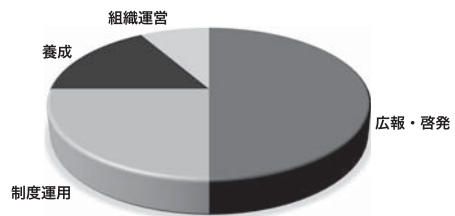
カテゴリー	コード	里親支援担当職員の語り（概要）
広報・啓発	公共性の高い機関で働く人の里親認知度が低い	手づくりポスターの掲示を頼んだ際、1医療機関から断られた。理由は「こういった掲示は受け付けていません」。
		仮設住宅に住む里親家庭の訪問で気になったことがあり、その仮設住宅担当の社会福祉協議会の職員に話をしたが、里親に関して話がつうじなかった。
		教員の中には里親制度をあまり理解しておらず、里親委託の子どもの苗字が異なっている理由を理解できなかったり、子どもの素行が良くない場合、里親だから「育て方が悪いのでは」と言ったりする人がいる。
里親開拓に関して市町村の意識が低い		県レベルと市町村レベルで里親開拓に関する温度差がある。
		市町村の広報誌に里親のチラシを入れて欲しいと依頼して断られた施設がある。
		里親開拓推進に関して市町村はまだ弱い部分があるようだ。
養成	里親類型混合研修は焦点が絞りにくい	里親の研修受講者の出発点、モチベーションがかなり異なる。
		里親の研修プログラムを組む際、年齢、地域、職業、条件、家庭の在り方が様々なので焦点を絞るのに苦労する。
制度運用	里親支援の活動経費全額施設負担は財政的に難しい	里親支援専門相談員配置には加算があるが、その活動にかかる経費の加算がない。実際に頻繁に里親を訪問するようになれば車やガソリン代等の経費が発生する。施設ですべて負担できるのだろうか。
	里親支援担当職員の担当エリアが広すぎる	担当エリアが100キロ～200キロ先まで含まれていて広すぎる。 すべての施設に里親支援を1人ずつ置いたとしても、広大な面積をカバーできないように思う。
	一時里親の委託にあたり里親経験の方が優先されている	児童相談所決定の一時里親の委託先からは、子どもを毎回異なる里親に委託して里親経験ができる人を増やそうという意向が感じられる。
組織運営	里親支援にあたる児相職員の継続性が心配される	里親委託推進員が県に1人しかいない。退職後はどうなるのか。

表4 語りにおける課題の出現頻度



上記の課題のうち、「①公共性の高い機関で働く人の里親認知度が低い」、「②里親開拓に関して市町村の意識が低い」というのは、里親認知度を高める広報・啓発に関する課題である。「③里親類型混合研修では焦点が絞りにくい」というのは里親養成に関する課題である。「④里親支援の活動経費全額施設負担は財政的に厳しい」、「⑤里親支援担当職員の担当エリアが広すぎる」、「⑥一時

表5 カテゴリー別里親支援の課題



里親の委託にあたり里親の経験蓄積の方が優先されている」というのは人員配置や必要経費の負担、委託のあり方等、制度運用の課題である。「⑦里親支援にあたる児相職員の継続性が心配される」というのは組織運営の課題である（表3参照）。

このように整理すると、児童養護施設里親支援担当職員からみたA県の里親支援では、広報・啓発の課題が最も多く（6件）、次いで制度運用の課題（3件）、養成の課題（2件）、組織運営の課題（1件）が見出されることがわかった（表5参照）。

#### 4. 考察

A県の児童養護施設における里親支援の実態や課題をふまえ、今後の里親支援のあり方について考察をおこなう。

##### (1) 里親支援と里親委託の子ども支援は両輪で進める

『新しい社会的養育ビジョン』では、その実現に向けた工程として、「里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を今から開始する必要がある」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017:47）とされている。そのための具体的な数値目標が示されたことは「1. 目的」で述べたとおりであり、今後は「就学前の子どもの代替養育における里親原則の実現」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017:46）にむけたとりくみが推進されていくであろう。

このように里親養育体制は、これまでにない大きな変革の時期を迎えている。そのような中、委託後の支援では、「原則として子ども担当の児童福祉司ではなく、個々の里親を担当するソーシャルワーカーが担うべきである（里親へのスーパーバイジングソーシャルワーカー）」、「里親養育の質を高めるプログラムの開発が求められる」（新たな社会的養育の在り方に関する検討会2017:32）というような議論もされている。里親養育の量を拡充するとともに質も拡充していくことがめざされている。

では里親養育は、里親支援を充実させるだけで十分なのであろうか。里親養育は、安定した一貫性のある養育者の下で24時間体制のケアを可能とするが、家庭養育になるというだけで里親委託の子どもの養育環境が保障されるわけではない。養子縁組でない限り、必ず里親と里子の分離が生じる養育環境である。場合によっては、養育者との愛着関係構築と並行して実親との関係構築に向けたとりくみが進められるという難しい養育環境でもある。また今回のインタビューでも、学校の教職員が、里親委託の子どもと里親の苗字が異なる理由を理解できていないという事例があげられていたように、家庭養育によって地域の中での「あたり前」の暮らしが保障されても、なかなかその暮らしが「あたり前」のものとして理解され難いという状況

がある。

このようなことをふまえると、里親養育では、里親支援の充実だけでなく、里親委託の子ども支援の充実も同時に進める必要があると言える。以下では、里親委託の子ども支援に関して、里親委託の子どもが集う場、里親委託の子どものアドボカシー、里親委託の子どもの専用電話という3つの観点から考察する。

## 1) 里親委託の子どもが集う場

里親にとって、養育の悩みや情報交換などのピア・サポートが可能となる里親サロンが必要であるならば、里親委託の子どもにとっても、里親委託の子どもとしての悩みや情報交換などのピア・サポートが可能となる「里親委託の子どもサロン」が必要であろう。

インタビューでは、「フォスターレストラン」について語られた。実際には、その計画を立てたものの夏休み中で、しかも震災の月命日と重なったため、参加申し込みが少なく実施には至らなかった。しかし、「ちょっと気持ちを休めてもらおう」というのと、「自分が住む地域に自分と同じような環境をもっている子どもがこのぐらいいるんだ」ということをわかってほしいという企画趣旨は、里親委託の子ども支援として傾聴に値する。その他、インタビューでは、里親委託の子どもの「なんとなく集まる場」の必要性にも言及されている。

里親支援に関してインタビューでは、施設で里親と「お茶パーティー」をしたい、里親がいつでも来られるように施設をオープンにして普段から使えるようにしたい、里親に「お茶を飲みに行きます」と施設に来てもらえるような関係づくりをしたい、というような展望が語られている。おそらく「里親委託の子どもサロン」というのも、里親サロンの今後の展望で語られたように、特別なプログラムが用意されたものではなく、子どもが気軽に足を運ぶことができ、そこには自分と同じような環境で育てている子どもがいることを知って、一緒に遊んだり、話をしたり、おやつを食べたりすることができるような場なのであろう。そして、里親サロンが里親会によって運営されているように、今後はこのような里親委託の子どもが集う場も、子どもが企画や運営に参画できるものが望まれる。児童養護施設は、このような場を提供でき、かつ里親支援専門相談員は、その場の人的資源としての重要な役割を果たせる可能性を有していると考えられる。

## 2) 里親委託の子どものアドボケイト

『新しい社会的養育ビジョン』の「7. 子どもの権利を守る評価制度の在り方」において、「子ども家庭福祉の分野において子どもの権利擁護が適切になされているかどうかを判断する制度の構築は急務である」と指摘された。具体的には、「児童相談所の決定及び一時保護に関して、子どもの権利擁護に疑義を持つ関係機関が、要対協の総意として、児童福祉審議会に調

査を申請できる制度]、「社会的養護を受けている子どもに関しては定期的に意見を聴取し、意見表明支援や代弁をする訪問アドボカシー支援などが可能になる子どもの権利擁護事業や機関」(新たな社会的養育の在り方に関する検討会 2017:45)の創設について言及されている。ここでは後者の訪問アドボカシー支援に注目したい。

里親支援のとりくみで見てきたように、A 県では里親委託の推進にあたり、「本人の希望も、里親に行きたいか、行きたくないかも聞いて」、あるいはまた、「やっぱり行かないでキャンセルした子もいましたが、子どもの気もちには合わせます」というように子どもの意見が聴取され、尊重されていた。また、里親の家庭訪問に際しても、「子どもに会いにいき」、子どもとのやりとりを通して里親養育のありようが把握できると語られていた。このような実践をおこなっている里親支援担当職員であれば、里親委託の子どもへの訪問アドボカシー支援をおこなうことも不可能ではないと考える。

児童相談所の職員がどれほど里親委託の子どもの思いを聴取したとしても、措置権者であるがゆえに、子どもへの訪問アドボカシー支援を担うことは不可能である。しかし施設の里親支援担当職員は、措置権を有しておらず、今後、施設を経由しないで里親委託されるケースが増加すれば、第三者性を担保することができるため、施設の里親支援担当職員が里親委託の子どものアドボケイトとして活動することも考えられる。ただし、所属施設から措置変更された子どもに関しては第三者性が担保されないため、対象外にしなければならないであろうし、里親支援をおこなう限りにおいて、その里親に養育されている里親委託の子どものアドボカシー支援は不可能となる等、解決しなければならない多くの課題があることは否めないであろう。

### 3) 里親委託の子どもの専用電話

里親にとって電話で相談できるところが必要であるなら、里親委託の子どもにとってもそのような機能を果たせる資源が必要であろう。すべての子どもに向けた専用電話としては、すでに、チャイルドラインのとりくみがある。それは従来の電話相談とは異なり、子どもを権利主体ととらえ、子どもの意見表明権を保障するとともに、電話相談から見えてくる子どもの現状を広く社会に発信していく役割を担っている。仮にチャイルドラインをモデルとするような里親委託の子どもの専用電話が設置されれば、子どものエンパワメントにもつながるであろう。常設が難しければ、期間を限定してとりくむことも考えられる。里親委託の子どもが匿名で自分の気もちを安心して話すことができ、そこに集められた子どもの声を社会に発信していくことが出来るようになれば、里親委託の子どものアドボカシーを担うことができるようになると考える。

## (2) 制度設計では柔軟性を大切にする

国による制度改革には、それ以前の制度に不備があり、それを是正する必要があるという含意がある。そして改革された制度は、何らかの基準によって一律に実施されるよう求められる。しかし例外を認めない全国一律の実施は、時として、混乱や困惑を引き起こすかもしれない。なぜなら実践の場は、地域性や歴史性を背景にした個別性を特徴とするからである。

たとえば、公共交通機関が発達している地域と、車以外の交通手段がない地域を同じように扱えば業務に支障が生じるであろう<sup>3)</sup>。あるいはまた、児童養護施設と里親の間に一定の信頼関係がすでに構築されている地域と、信頼関係を構築するための足掛かりを模索している地域では、業務内容の比重のかけ方に違いがあっても当然である。

このように見てくると、里親支援を目的とする制度設計では、それぞれの地域性や歴史性への配慮を可能とするような柔軟性が大切であると言える。

## 5. 結論

本研究の目的は、A 県の児童養護施設における里親支援の実態を、施設の里親支援担当職員の語りをとおして明らかにすることであった。A 県内にあるすべての児童養護施設（6 か所）の里親支援担当職員等にインタビューをおこなった。里親支援の実態についてはマトリクス表を作成し、里親支援の課題については、インタビュー資料のセグメントを切り出し、コードを付し、カテゴリー化をおこなった。

その結果、A 県の児童養護施設における里親支援のとりくみとして次の 9 点が明らかになった。①里親新規開拓の必要性が高い地域では積極的におこなわれている、②里親候補者の週末里親等の調整はおこなっていない、③施設と協力して里親の研修が行われている、④子どもにとっての適時性と継続性を考慮して里親委託が推進されている、⑤児童相談所職員への同行訪問の場合は回数が多くなく単独訪問の場合は回数が多い、⑥里親のレスパイト・ケアの調整は積極的に実施されていない、⑦里親サロンを主催するのではなく既設のものに参加するという形態をとっている、⑧里親会の活動支援等は地域性をふまえ工夫をこらして進められている、⑨施設を経由せず里親委託になった子どもの担当者になる。

そして、A 県の児童養護施設における里親支援には、①児童相談所との緊密な連携、②乳児院との役割分担を意識した連携、③社会的養護を担うパートナーとしての関係、という 3 つの特徴があることが明らかになった。

児童養護施設里親支援担当職員によって語られた A 県の里親支援の課題としては、次の 7 点が明らかになった。①公共性の高い機関で働く人の里親認知度が低い、②里親開拓に関して市町村の意識が低い、③里親類型混合研修では焦点が絞りにくい、④里親支援の活動経費全額

施設負担は財政的に厳しい、⑤里親支援担当職員の担当エリアが広すぎる、⑥一時里親の委託にあたり里親の経験蓄積の方が優先されている、⑦里親支援にあたる児相職員の継続性が心配される。カテゴリー別では、課題の多い方から順に、広報・啓発の課題、制度運用の課題、養成の課題、組織運営の課題となった。

これらの結果をふまえ、今後の里親支援のあり方について、里親委託の子どもが集う場、里親委託の子どものアドボカシー、里親委託の子どもの専用電話等の里親委託の子ども支援を里親支援と両輪で進める必要があること、また、制度設計では柔軟性を大切にすることが必要であることについて考察した。

なお、A 県では乳児院においても里親支援が活発におこなわれているが本調査では乳児院が含まれていない。今後、乳児院の里親支援に関してもインタビュー調査をおこなう予定である。

※本研究は、日本学術振興会平成 28-30 年度科学研究費（研究課題番号：16 K 04233、研究代表：井上寿美）の助成を受けておこなったものである。

#### 注

- 1) 里親になるためには基礎研修と認定前研修がある。里親候補者とは基礎研修修了者で、かつ認定前研修未修了者をさしていると考えられる。
- 2) 2015（平成 27）年度末の A 県の里親委託は 80 組であり、そのうちの 24 組が震災関連である。その半数以上が沿岸部地域の里親である。
- 3) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会（2017）では、「里親支援事業の充実強化策として、委託児童数・委託里親数に応じた里親相談支援員の配置」に言及されている。1 軒の委託里親家庭を訪問するのに 1 日かかるような地域であっても、委託児童数・委託里親数が少なければ支援員は多く配置されないということである。

#### 【文献】

新たな社会的養育の在り方に関する検討会（2017）『新しい社会的養育ビジョン』。

伊藤嘉余子（2016）『「社会で育てる」・「地域で育てる」ための里親支援』『児童養護』47(3), 24-27.

伊藤嘉余子・高田誠・森戸和弥（2014）「児童福祉施設と里親とのパートナーシップ構築に向けての課題－児童養護施設・乳児院職員のインタビュー調査結果からの考察」『社会問題研究』63(143), 27-38.

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長（2016）「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」。

摩尼昌子・矢内陽子（2015）「乳児院・児童養護施設による里親委託推進と里親養育支援の取り組み」『里親と子ども』10.

大石みち代（2006）「事例 2 施設における里親支援とレスパイト・ケアについて」『児童養護』36(4), 30-32.

土佐信子（2016）「児童養護施設と里親支援」『児童養護』47(3), 16-19.